第一四級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上　三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上　四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上　四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上　四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上　五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上　五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上　五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上　六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

2　短期給付等事務（短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表中「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円

」とあるのは、「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円
第三一級	六五〇、〇〇〇円
第三二級	六八〇、〇〇〇円
第三三級	七一〇、〇〇〇円
第三四級	七五〇、〇〇〇円
第三五級	七九〇、〇〇〇円
第三六級	八三〇、〇〇〇円
第三七級	八八〇、〇〇〇円
第三八級	九三〇、〇〇〇円
第三九級	九八〇、〇〇〇円

」とあるのは、「

第三〇級	六二〇、〇〇〇円
第三一級	六五〇、〇〇〇円
第三二級	六八〇、〇〇〇円
第三三級	七一〇、〇〇〇円
第三四級	七五〇、〇〇〇円
第三五級	七九〇、〇〇〇円
第三六級	八三〇、〇〇〇円
第三七級	八八〇、〇〇〇円
第三八級	九三〇、〇〇〇円
第三九級	九八〇、〇〇〇円
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円

」とする。

第三〇級	六二〇、〇〇〇円以上
第三一級	六五〇、〇〇〇円以上
第三二級	六八〇、〇〇〇円以上
第三三級	七一〇、〇〇〇円以上
第三四級	七五〇、〇〇〇円以上
第三五級	七九〇、〇〇〇円以上
第三六級	八三〇、〇〇〇円以上
第三七級	八八〇、〇〇〇円以上
第三八級	九三〇、〇〇〇円以上
第三九級	九八〇、〇〇〇円以上　一、
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円以上　一、
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円以上　一、
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円以上　一、
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円以上

第三〇級	六二〇、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円未満
第三二級	六八〇、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円未満
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円未満
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円未満

3　短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

4　退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

5　組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

6　前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。